

# エドワード・ステイリングフリートの教会論（下）

山田園子

- 一 はじめに
- 二 研究史上のステイリングフリート
- 三 分離の災い (以上 三二卷三号)
- 四 分離の不当性 (以下 本号)
- 五 おわりに —ステイリングフリートが残したもの—

## 四 分離の不当性

『分離の災い』への反論は、出版直後からあいついで公刊される。ジョン・オウエン、ヴィンセント・オルソップ、ジョン・ハウ等の非国教徒の他、リチャード・バクスターのような必ずしも国教会制度を否定しない者まで、『分離の災い』を問題視した。彼らが問題としたことは、イングランド教会とは何か、使徒の言う「同一準則」とは何かなど、説教とその公刊という形ではもとより議論を尽くせないものばかりだった。<sup>(27)</sup>『分離の災い』自体にも、国教会制における教会と世俗統治者のそれぞれの役割と両者の関係等、議論の不十分な点も目立つ。そのため、反論への応答と説教内容の拡充として、ステイリングフリートは一六八一年に『分離の不当性』を出版した。

『分離の不当性』の主張の骨子自体は、「教会の平和と連帯」のために分離を止め、国教会としてのイングランド

教会に全国民が集うべきだとする点で、『分離の災い』と変わらない。以下では、『分離の不当性』で拡充された複数  
の論点に集中して議論する。その際、ステイリングフリートと反論者の議論を逐一比較するのではなく、本稿冒頭で  
指摘した、復古体制危機がステイリングフリートらにつきつけた課題を念頭において検討する。『分離の不当性』で  
拡充された論点は、第一に、教皇主義の問題点と対策、第二に、主教制に立つイングランド教会、第三に、世俗統治  
者と教会との関係、第四に、イングランド教会のプロテスタント性の四つである。

(一) 教皇主義について

教皇主義者として彼が名指しするのは「ジェズイット」である。ステイリングフリートによれば、プロテスタント  
の拡大に対抗して極東にまで宣教活動を展開する彼らは、イングランドの宗教改革以降、教皇主義をイングランドへ  
再導入しようとさまざまな手口を用いてきた。<sup>(26)</sup> とくに王政復古後の手口として彼が注目、恐怖したのが、「繊細な良  
心」の主張、「信仰許容」(an Indulgence)、*yo'ra*に「普遍的寛容」(a General Toleration)によって、イングランド教会  
体制を崩壊させることである。「ジェズイット」はイングランド教会から人々を分離させ、分離非国教徒の絶え間の  
ない争いに人々が疲弊して、教皇権力下で連帯を求めることをねらった。その証拠として、一六七二年の信仰許容宣  
言後に分離会衆やその師が激増したこと、および一六七〇年代半ばに教皇主義の寛容を支持する文書が出版されたこ  
とを、ステイリングフリートは指摘する。<sup>(28)</sup>

しかし、教皇主義者の悪として彼が実際に憂慮するものは、彼ら自体の何かというよりも、むしろ国内プロテスタ  
ント系非国教徒の分離であり、それが教皇主義者を利すると恐れていた。この対策として彼が主張するのは、「主教  
に当然の服従を明らかにした教区教会における規律の執行」を土台とする教会体制の確立だった。「教会の平和を守  
る義務は、その平和のために正当な全政治体制に及び、そうでなければ、世俗の平和への義務を欠くことになる。」

教会擁護が政治的義務となる国教会制が考えられ、それを否定する者は「国家体制の力と団結」を考慮しない者だった。<sup>(29)</sup>

だが、彼は強硬な統一策を支持したのではない。分離非国教徒に無制約の寛容は認めなかったが、『分離の不当性』は国教会の包容と限定的な寛容について語る。非国教徒の分離の原因とされる跪座聖餐や洗礼時十字等について、そうした儀式に抵抗を感じない非国教徒もいれば、国教会とは異なる判断や執行状況もすでに存在すると彼は認識していた。彼によれば、教会は時代が下るにつれ儀式を減少する傾向にあり、しかも洗礼十字等は人間相互間での確認用の印であって、神の恩恵を媒介する礼拝の本質部分ではない。これらの儀式における国教会との相違を、彼は耐忍するのみならず十字等は免除してもよいとさえ考える。だが、それを理由に人々が国教会から分離することは、彼は許さなかった。<sup>(30)</sup>

分離する人々にたいして、彼はまず包容策つまり国教会側の譲歩による彼らの取り込みを言う。バクスターの反論を意識して、「宗教、統治、礼拝の事項において王や法や教会法へのいぢぢの不服従を分離の罪として私は非難するのではない」と再反論するスティリングフリートは、「われわれの教会の国家体制と宗教改革の荣誉に合致しうるような非国教徒には、何らかの真率な好意を示す用意がある」として、儀式の免除も教区移動も認める。「われわれとの十全なコミュニオンを享受する自由の妨害を除去することは、キリスト教徒の英知の一部であり、かつわれわれの教会におけるへりくだりの行為となるう」。この「へりくだり」の例が十字等の免除であり、さらに教区教会の牧師や儀式に不満があれば、他の満足できる教区でコミュニオンに加わればよいとした。<sup>(31)</sup>

加えて、無制約の寛容を許さないとはいえ、以下の八つの条件や制約を受け入れられる場合に限って、彼は分離非国教徒に寛容を認める。

第一に、「われわれの教会とのコミュニオン」を不当だと言明しない。

第二に、反教皇主義宣誓を行ない、かつ信仰の三六箇条に同意する。

第三に、参加する会衆と自分の名前を、そのために設けられた委員の前で言明する。

第四に、「われわれの教会」を非難しない。

第五に、教区教会に法的課金を払い、かつ公職に従事しない。

第六に、日曜日に教区教会を欠席した際には十二ペンスの罰金を支払う。

第七に、法によって任命された主教が分離会衆の査察を行い、礼拝等の規律を説明する。会衆のメンバーは自分の素性や住所を査察者に知らせる。

第八に、会衆のメンバーは弟子をとったり、ジェントルマンの子弟に「大学教育」を授けない。<sup>(33)</sup>

この包容・寛容策は、国教会からの分離を望む人々にとっては、とうてい受け入れられるものではなかったろう。「へりくだり」とは言え、それは一部の儀式の相違や免除を認めるに過ぎず、国教会のコミュニオンの条件を大幅に緩めるものではなかった。また彼の言う寛容は、分離会衆を主教の監督下に置き、分離する者に課金・罰金を要求する上、公職従事や教育に大きな制約を課した。彼が主張する包容・寛容策がきわめて限定的なものになっているのは、正当な教会体制として、あくまで主教制に立つ国教会としてのイングランド教会が彼の念頭にあり、そこからの分離は、教会と国家の両方の解体に至ると恐れられたからである。

## (二) 主教制国教会

教会そして国家の「平和と連帯」の確保のために、主教が統括する主教区主教制 (Diocesan Episcopacy) に立つ国教会制を主張すること自体は『分離の災い』段階から変わらないが、イングランド教会が主教制国教会でなければな

らない根拠について、『分離の不当性』は議論を新たに展開する。この議論は、「主教区主教制は不当」であり、「われわれの国教会には根拠がない」という、バクスター等の反論への再反論となる。<sup>(34)</sup>

イングランド教会が主教制国教会であることの理由や正当性について、ステイリングフリートの再反論の要点は以下の二つにある。

第一に、主教区主教制は原始教会以来のものであり、教会統治において主教は使徒の継承者である。

第二に、イングランド国教会には、「拡散的」(diffusive)なものとして「代表的」(representative)なものがあり、「普遍的」(Universal) 同意が普遍的 (Catholic) 教会を作るように、国家的 (National) 同意があれば国教会を作るに充分である<sup>(35)</sup>。

再反論の第一点の検討に入る前に、いくつかの用語について説明しておきたい。この論争当時、イングランド教会の地域行政単位は、ヨークとカンタベリーの二つの大主教区 (Province) から成り、さらにヨーク大主教区が四、カンタベリー大主教区が二の主教区 (diocese) に分割される。主教区は一人の主教の管轄下に置かれ、各主教区の下に教区 (Parish) 教会が複数存在した。<sup>(36)</sup>

diocese はギリシア語の行政を意味するディオイケシス (Dioikensis) を語源とする。布教開始間もない頃は、キリスト教は主に都市宗教だったため、diocese は主要な都市に限られていた。布教の進展につれて、都市部でない地方にも diocese の管轄が及ぶようになる。四世紀末にはアフリカ教会において、一主教が複数の下位集団 parish を統括する意味で、diocese の語が定着するようになる。キリスト教が広まり出した当初は、キリスト者の地域集団にはエクレシアという語が当てられたが、四世紀末にはパロイキアが当てられようになった。その後、パロイキアとディオイケシスの語が互換的に使用されることもあったが、イングランド教会ではパロイキアの語が parish として、主教に服す

る教会の基礎単位となる地域信徒集団を指すようになる。<sup>(37)</sup>

右の説明は F・L・クロス編集の事典によるが、ステイリングフリートもほぼ同様の理解をもつ。彼は主教区主教制の正当性を言い、その部分をなす教区教会に加われ、と反論者に求めた。主教区主教制の徹底を言う彼の根拠は三つある。

第一に、主教区主教制は新種の制度ではない。

第二に、主教区主教制の実質は原始教会におけるものと同じで、キリストが立てたいかなる制度とも矛盾せず、主教職は使徒職を継承する。

第三に、主教区主教制下において教区教会には権限上の制約があるが、そのことは教区教会の存在を毀損するものではない。<sup>(38)</sup>

ステイリングフリートによれば、一人の主教が主教区にいて、その管轄下の教区教会を治めるのは古来の制度であり、古代の実践例はアフリカ教会にあった。キリスト教布教当初の状況は「一都市一主教」であり、一主教の管轄下にある都市つまり主教区には、複数の会衆 (Congregations) と祭壇、および遠隔地が付随した。アフリカ教会として、聖キプリアヌスのカルタゴ、アウグスティヌスのヒッポ、アタナシウスのアレクサンドリアの教会が例になる。彼らはそれぞれの都市で主教となり、彼らの主教区はその都市内の各地において、信徒が集い祭壇をもつ教会・会衆を複数かかえ、当該都市から離れた遠隔地の村々の教会も当該主教区に属するものとなる。それらの教会は、それぞれが主教を立てて自治を行なうのではなく、主教の統治下、各教会に任じられた長老や牧師が、主教と直接コミュニケーションできない人々に対応する。ステイリングフリートはさらにシリアのキュロスに故事を求め、主教テオドレトスの下、キュロスには八百の教会 (Parishes) があり、それらの教会は都市部にとどまらず村々にも存在すると指摘した。主

教権力は広範囲の地域における多くの「真の教区教会（true Parochial Churches）」に及ぶとされ、一人の主教を頂点にすえる中央集権的な主教区主教制が強調される。<sup>(39)</sup>

こうした中央集権的な主教区主教制を、スティリングフリートは原始教会以来のものであり、キリストが立てた制度と矛盾せず、主教の権限は「使徒職のもつ統治という通常の職務」の継承であると主張した。マタイによる福音書二八章二〇節の「あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい。わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる」を念頭に置き、統治という使徒職が変更、停止されたことはないとして、スティリングフリートは次のように言う。「使徒に続く時代において、こぞってキリスト教会の合意とされたもの、つまり教会の保護と統治を使徒が継承者に委ねたことは、教会において非常な重要性をもち、かつ困難があればそれをのりこえるものとなる。」<sup>(40)</sup>

彼によれば、使徒の職務は「統治、叙任および譴責」だった。使徒が教会を直接統治した時代には、主教と長老（Presbyter）の区別は厳格ではなく、両者とも教会指導者とされたが、時代が下るにつれ「主教」が使徒職を継承するようになる。「われわれの教会」におけるその職務の具体的な内容として、ホイットギフト大主教の見解を引用しつつ、「教会統治、教会査察、牧師の改善、牧師への指令」を挙げる。<sup>(41)</sup>

スティリングフリートによれば、こうした強力な権限をもつ中央集権的な主教制は教区教会の存在を毀損するものではなかった。この主張の背景にはバクスターの反論がある。スティリングフリートは説教において「教会概念は主教区概念と同一であり、また主教の監督下にある多数のキリスト教徒のこともである」と語っていた。これをバクスターは、教区教会を真の教会と認めず（unchurch）、その権限を剥奪する議論だととらえ、国教会制であろうとも、教区教会の権限や特権は毀損されるべきではないと主張した。彼にとつて教区教会は、牧師や長老が教区民と実際に

接して「個人的、対面的にコミュニオン」を行なう教会本来の権限を有し、その機能を果たす場所だった。家が集合して村や町となっても各家は存続するように、教区教会が集合して主教区を形成しても、各教区教会はその組織や運営を維持し、教会たることを止めるものではなかった。<sup>42)</sup>

自律的な教区教会の「対等な連合」によって国教会が成立するというのがバクスターの考えであるのに対し、ステイリングフリートは主教制あってこそその教区教会という見地に立つ。実際に信徒に接し、彼らの魂に配慮するのは牧師や長老だが、牧師や長老にすべての権限が、また教会統治上最高の権限が付与されているのではない。例えば、洗礼、聖餐、堅信、破門等の際に、信徒の資質やそれらの措置の執行可否を判断するのは教区牧師だが、そうした判断とそれに続く措置については主教に説明しなければならない。彼によれば、そのことは教区教会を毀損するものではなく、牧師や長老に十全な権限を委譲せず、彼らが主教の統治や規律に従うことが、使徒以来の教会統治のあり方だと主張する。<sup>43)</sup>

ステイリングフリートによる再反論の第二点は、イングランド国教会には、「拡散的」(diffusive)なもの、「代表的」(representative)なものがあり、国家的同意が国教会を作るという主張である。これもバクスターの反論を意識した議論である。ステイリングフリートはイングランド教会を主教制に立つ国教会として考えたが、主教制と国教会制の結びつきについて、バクスターは次の問題を提起した。「国教会の組織統治部分 (the constitutive Regent part of a National Church) は何か。王か聖職の長か。」<sup>44)</sup>

この問題は国教会制における世俗統治者と教会との関係を問うものであり、この点についてのステイリングフリートの認識については、次項(三)で議論する。ここでは、国教会成立の根拠にかんする彼の理解を検討する。

結論として、ステイリングフリートは教会における「組織統治部分」、すなわち「国教会に必須なものとしての教



会の公式的頭」の必要性を否定し、国教会を成立させるものは国家的同意だと主張した。この結論へ至るまでに、彼はイングランド国教会を「拡散的」かつ「代表的」なものとして説明する。

拡散的イングランド国教会は「この国におけるキリスト教徒全体であり、牧師と人民から成り立ち、この王国の法によって制定された信仰、統治、および礼拝で一致しているもの」である。「同意にもとづく一致」がイングランドにおける諸教会を「一教会」にし、かつそれが「一国教会」となるのは、法律と同様「議会における全国民の共通の同意によって、そのように受け入れられたから」である。こうしてイングランド国教会は教皇主義者や非国教徒からは容易に区別されるものとなる。

他方、代表的イングランド国教会は「この教会の主教と長老であり、王国の法に従って会合し、宗教事項について協議、助言を行なう」。具体的には、二つの大主教区の合議体による同意が、代表的イングランド国教会とされる。<sup>46</sup>

この一種スコラ的な国教会分類は、教会の「公式的頭」、「組織統治部分」を特定しないと、スティリングフリートのねらいから来る。拡散的にせよ代表的にせよ、イングランド国教会成立の根拠は、「王か聖職の長」のどちらでもなく、国家的同意や王国の法に従うことに求められた。その国家的同意について、彼は次のように言う。

「王の令状によって招集される大主教、主教および長老が、宗教事項における彼らの判断を考えかつ明らかにする。それは王および王国の三身分により受け入れられ、許可され、法として制定される。いかなる法にも求められるのと同様の国家的同意がそこには存する。全主教、聖職者および人民が一体となって、かく制定された信仰を表明し、かく指定された準則に従って神を礼拝する。そのことがこのイングランド国教会を成立させる。<sup>46</sup>」

スティリングフリートは国教会の「組織統治部分」を特定せず、国教会存立の根拠を王、議会、教会会議による「国家的同意」に求める。教会の「組織統治部分」を特定することで彼が恐れたことは、それが教皇の存在と教皇独

裁下での普遍性 (Catholic) の主張に利を与えかねないということだった。バクスターのように普遍的教会 (the Universal Church) の頭をキリスト自身だと強調しても、各個教会から成立する可視的な教会にたいして「可視的な組織統治部分」を具体的に設定することになれば、何らかの独裁を引き寄せる危険性がある。ステイリングフリートによれば、普遍的 (Catholic) 教会を作るのは普遍的 (Universal) 同意であるように、国家的 (National) 同意によって国教会は成立し、国教会における王や主教の独裁的権威は認められない。「国家的同意」を強調する彼の議論は、イングランド国教会への教皇関与の危険性を封じ、さらに教会の普遍・カトリック (Catholic) 性をイングランド教会に引き寄せるものだった。

彼にとつてイングランド教会は、教皇が独裁的に自己の普遍性を主張する以前の教会の姿を保持していた。実際、説教では、イングランド教会の洗礼によって、人は「普遍的な可視的教会」(the Catholic visible Church) の一員となるとされ、さらに『分離の不当性』は次のように言う。「イングランドの全会衆がこの一つの教会をどうやって形成するのか、という疑問があるとすれば、同意にもとづく結合によって、つまり各個教会のすべてが一つの普遍的 (Catholic) 教会を形成するように、と私は言おう。」イングランド教会は彼にとつて、「国家的同意」によって成り立つ普遍・カトリック教会だった。<sup>47)</sup>

### (三) 世俗統治者と教会との関係

国教会の「公式的頭」、「組織統治部分」にかんする議論は、当然、イングランド内部での政教関係の問題にかかわる。ここで、『分離の不当性』で拡充された論点の一つ、世俗統治者と教会との関係を検討する。この点について、ステイリングフリートはチャールズ一世の発言を引用して、原始教会と「われわれの教会」との相違を強調する。

「主教管轄権の行使には、さまざまな時代における教会の多様な状況に応じて、変化がある。従つて、コンスタン

テイヌス帝時代以前の原始時代に主教によって行使されたほどの大きな管轄権を、キリスト教君主の下にある主教が自分達に主教職として属すと申し立てるとは陛下は考えていない。この違いの理由は明らかである。当時は異教徒の君主の下にあって、教会はそれ自体がコモンウェルスとは区別された別個の団体だったので、それ自体の準則と支配者によって統治されていた。従って当時の主教は、人の身柄や財産に何ら外的な強制権をもたなかったものの、教会員になったどのキリスト教徒も、自分自身の自発的な行為によって実際に主教の統治下に身を置く限り、主教は霊的な事項において非常に大きな管轄権を行使した。：だが、キリスト教徒君主の下にある教会はコモンウェルスと合体しはじめ、それによって必然的に、世俗権と教会権の合体が生じた。主教管轄権は（その外的な行使において）至高の世俗権力に従属し、それに制約され、そのことはこの王国の主教によってそう認められてきたし、今日でも同様である。<sup>(48)</sup>」

キリスト教徒君主をいただく国においては、主教権はあくまで君主に属し君主の制約を受けるというチャールズ一世の発言に、スティリングフリートは賛同する。イングランド教会は統治者の受容、権威と保護によって公的に支えられたものであり、キリスト教徒統治者である王に反して、王を無視して教会規律の変更や改革は許されない。さらに、主教任命権や聖職祿授与権は王の大権事項だという認識がスティリングフリートにはあり、その点で、聖職者や主教の決定には王以前に「人民」の同意が必要だとするバクスターやオウエンと対立する。<sup>(49)</sup>

だが、王が主教を任命し、主教権の外的行使が国王に従属するとしても、教会における聖職者の職務と世俗統治者の職務とは明確に異なるとスティリングフリートは言う。

「キリスト教会の本質的な部分として君主を言うキリスト教徒が世の中にいるとしたら、バクスター氏に反論させよう。私はそういうキリスト教徒では断じてない。というのも、キリスト教徒の君主が登場する以前にかつてキリス

ト教会は存在し、現在ではキリスト教徒君主の下にキリスト教会が存在し、将来キリスト教徒君主が一人もいなくなっても、そうした教会があるだろうと私は確信するからである。鍵の権力は世俗統治者の職務とは別物であると私は信じる。<sup>(51)</sup>」

「鍵の権力」の語は、マタイによる福音書十六章十九節「わたしはあなたに天の国の鍵を授ける。あなたが地上でつなぐことは、天上でもつながれる。あなたが地上で解くことは、天上でも解かれる」を念頭に置くものであり、人間の魂の救済にかかわる教会の職務を象徴する。ステイリングフリートにおいて、世俗統治者と教会聖職者の職務上の差異は一応認識されている。「鍵の権力」を世俗統治者がもつことはなく、教会の判断に反する者には主教の判断による措置が下される。<sup>(52)</sup>

この両者の職務の区別は、しかし、世俗統治者による教会統治への関与を妨げるものではない。主教権が国王に從属するのみならず、そもそも国教会が王、議会、教会会議の同意により形成される以上、世俗統治者の存在は教会にとって不可欠である。国教会存立における同意の重要性について、すでに『分離の災い』も次のように語っていた。「教会を形成するのは相互の同意と一致だとしよう。ならば、：同一の統治や規律の下で一致して集まった国家的団体が：なぜ真にかつ当然に教会とならないのか。」しかし、同意の主体となる王、議会、教会会議のそれぞれの役割や権限関係、同意に至る過程、さらに国教会を形成するさいの同意の具体的内容や経緯については、『分離の不当性』も明確にしない。この問題についてオルソップは『強制の災い』で、「同一の統治や規律の下で一致して集まった国家的団体」が教会になるならば、「イングランド議会はイングランド教会ではないのか」という疑問を提起した。<sup>(53)</sup>

この疑問にステイリングフリートは、国教会を形成する「共通の絆または準則」は単なる人間の準則ではなく、「神の準則すなわち聖書」に依拠すると答える。彼にとって、単なる議会や議会議定法は教会成立要件にならない。

だが、神の準則・聖書に依拠した「共通の絆または準則」に人々を信従させる上で、世俗統治者の権力が求められ、信従しない者への処罰は世俗統治者の義務となる。「われわれの教会は教会によって指定されるあれらの準則への信従を、神の言葉に合致するものとして求める。さらに、：教会員全体による彼ら自身の教会統治の秩序への信従も求め、かつそうした秩序に世俗の権限を付加して、秩序の破壊者や妨害者に統治者が世俗罰を科する<sup>(3)</sup>。」

教会の「公式的頭」を意図的に語らないステイリングフリートの議論には、教会統治権の所在や世俗統治者と教会との関係について曖昧かつ不明な点が残る。それでも、以上の議論をもとに、この点にかかわる彼の見解を五点に整理しておきたい。

第一に、人間の魂の救済については、世俗統治者は何の権限ももたない。

第二に、キリスト教徒君主をいただく国において、国家は教会と合体し、一国家一教会が教会の真のあり様である。

第三に、イングランド国教会は王、議会、教会会議の同意にもとづく一致により成立する。その「共通の絆」は聖書である。

第四に、王に主教任命権等があり、主教権の外的行使は王に属する。

第五に、教会秩序の維持や教会への信従にさいして、世俗統治者には世俗的処罰権が認められる。

ステイリングフリートにおいて、原始教会を継承する普遍性をもつ教会体制として主教制国教会が断固主張される。この主教制国教会は王、議会、教会会議の同意にもとづく一致により成立し、世俗統治者である王が主教任命権を有して、主教権を管轄下に置き、教会統治において世俗的処罰権を行使する。だが、王は同意を構成する一員であって、教会の「公式的頭」として絶対権をふるうのではない。「鍵の権力」を握るのはあくまで主教であり、世俗的処罰権

は教会の秩序や平和維持のために法に従って執行される。教会を誰が作るのか、教会権力を誰が担うのか、国教会の「組織統治部分」をステイリングフリートは特定せず、塚田理の言葉を借りれば、教会は「いわば立憲的会議制」に基づくものとなる。「王が聖職の長か」という二者択一による独裁を排し、世俗統治者と教会が一体となつて協力関係を保つという考え方は、ヘンリー八世によるイングランド宗教改革以来の伝統であり、また教会統治論上の一種の「中道」と言えるかもしれない。<sup>(54)</sup>

(四) イングランド教会のプロテスタント性

国教会の「組織統治部分」、「公式的頭」を特定せず、「立憲的会議制」的な主教制国教会を主張することは、先に見たように、教皇による教会の「普遍的支配」(universal Dominion)を、国家と教会が一体となることで排除するというねらいがあった。ステイリングフリートはイングランド教会を教皇主義に対峙するプロテスタント教会と確信するが、彼が念頭におくプロテスタント性とは主教制国教会を確立、維持することであり、プロテスタント性とナショナルリテイが合体している。この点で彼の議論は、次の三点に整理できる。

第一に、イングランド教会はプロテスタント教会として、古来教会で守られてきた無垢の儀式や実践を継承する。それは、教皇主義の迷信や教義上の大きな誤り、教皇専制による良心の抑圧、そして天使、偶像、聖人崇拜とは無縁である。逆に言えば、そうした教皇主義が抱える問題以外のこと、教会から分離してコミュニオンを絶つべきではない。<sup>(55)</sup>

第二に、イングランド教会は原始教会以来の使徒継承による主教制をとる。主教制教会からの分離はわれわれの間での不一致を意味し、分離する者への無制約の寛容は教皇主義を利して、プロテスタント宗教を妨害することになる。主教制教会を強化することは、われわれの国家体制(our National Settlement)に合致し、こうした国家体制の力と団

結が教皇主義を締め出す。<sup>(56)</sup>

第三に、主教制国教会からの分離ではなく、信仰、統治、礼拝の共通の絆で人々がまとまり、教会の平和と連帯を維持することこそ、「真の宗教」の推進となる。<sup>(57)</sup>

イングランドで主教制教会を確立、維持することで、ステイリングフリートは教皇主義、ローマ・カトリック教会による改変や歪曲を避けて、原始教会の実践を継承する普遍的 (Catholic) な教会を回復できると考えている。しかも、それは国家体制と結びついた国教会制をとり、そこに人々が結集することで、「真の宗教」を実現するものと期待されている。従って、非国教徒プロテスタント (Dissenting Protestants) という語を彼は使うものの、彼の認識において正確には、国教会から分離する非国教徒はプロテスタントではなかった。こういう語を使用するのは、儀式等の違いが理由でつまずいている彼らが、教会側の「へりくだり」によって教会に復帰するという期待が、ステイリングフリートにまだ残っているからにすぎない。だが強固な非国教徒は、主教制国教会を反キリスト的であり「真の教会」ではないとして、ステイリングフリートと真向から対立した。<sup>(58)</sup>

## 五 おわりに — ステイリングフリートが残したもの —

本稿は、復古体制危機に向けて提起された教会論の一つとして、ステイリングフリートの『分離の災い』と『分離の不当性』を検討した。以下では、ステイリングフリートの教会論を整理し、ロック等との今後の論争において課題となる点を指摘しておきたい。

一六八〇年五月の説教を元に同年に公刊された『分離の災い』では、教皇主義陰謀の暴露や排斥法案に象徴される

教皇主義へのヒステリックまでの恐怖の存在を背景にして、彼は一国一教会の原則を強調し、全国民に国教会としてのイングランド教会への信徒を求めた。個々の教区教会や信徒における礼拝様式等の差異を彼は容認するものの、差異を言う信徒も教区教会から分離せず、国教会の一員として活動するよう要請する。非国教徒の分離を寛容してしまえば、それは「トロイアの木馬」のように教皇主義を導入し、イングランド教会と国家の解体に至ると彼は恐れたからである。

『分離の災い』は、イングランド国教会は主教制に立つ「普遍的な可視的教会」だと主張した。教会は礼拝集会の場のみならず、儀式や慣習に一定の準則を付与して守らせる統治機関であり、そうした教会概念こそ使徒の原始教会を継承するものだった。使徒はたんなる伝道者ではなく教会統治者であり、使徒の統治職を継承するのが主教である。だが、『分離の災い』は主教制国教会の具体的内容については明らかにしない。そのため、議論の拡充と、説教への反論の再反論として、一六八一年に『分離の不当性』を公刊する。そこで明らかになったことは五点ある。

第一に、教皇主義としてステイリングフリートが恐れたのは、教皇主義者やジェズイット自体というよりも、国内プロテスタント系非国教徒の分離だった。彼らにたいして、彼は包容・寛容策を主張するが、それは国教会のコミュニケーション条件を大幅に緩めるものではなく、また寛容策には厳しい条件や制約が付された。

第二に、イングランド国教会制として主教区主教制を主張する。主教制は原始教会以来の制度であり、主教は使徒職を継承する者とみなされる。一人の主教が自己の主教区にある多くの教区を監督する中央集権的な教会体制が主張され、教区教会、教区牧師や長老の自律は認められない。

第三に、国教会の「組織統治部分」や「公式的頭」を「王か聖職の長」のいずれにも特定しない。国教会の存立根拠は、王、議会、教会会議による同意にもとづき、王または主教の絶対的独裁的権威を認めない。このことは、存立



根拠としては曖昧に見えるが、国家構成員全体が結集することで、教皇権威による教会支配をイングランドから一掃し、教会の普遍・カトリック性をイングランド教会に引き寄せることになる。イングランド教会こそ、教皇の存在以前からある原始教会の姿を保つ本来の普遍的な教会だった。

第四に、国教会の「組織統治部分」や「公式的頭」が特定されないのと同様に、主教制国教会における世俗統治者と教会との関係には曖昧な点がある。主教制国教会は王、議会、教会会議の同意にもとづく一致により成立し、世俗統治者である王が主教任命権をもち、教会統治において世俗的処罰権を行使する。だが、「鍵の権力」を握るのはあくまで主教であり、教会の秩序や平和維持のために、世俗的処罰権が法に従って執行される。国教会の「組織統治部分」や「公式的頭」を特定しないまま、誰の独裁もなく、世俗統治者と教会が一体となって協力関係を保つ教会体制が考えられている。

第五に、イングランド教会のプロテスタント性として、第一に、古来の教会実践に従い、昔から教会で守られてきた無垢の儀式や実践を継承すること、第二に、原始教会以来の使徒継承による主教制をとること、第三に、国教会として信仰、統治、礼拝の共通の絆で人々がまとまること、がスティリングフリートの念頭にある。

彼の教会論はロックによって世俗権力と教会権力の混交として非難されることになるが、国家構成員全体が信仰、統治、礼拝の共通の絆で団結しなければ、教皇主義に対峙できないという危機意識が彼にはあった。彼はイングランド教会への人々の結集を訴え、イングランド教会が主教制国教会として存在する根拠や正当性を、原始教会における使徒の統治と主教による使徒職の継承、アフリカ教会にさかのぼる主教制の歴史的事例、さらに王、議会、教会会議の同意に求めた。彼にとつて、教会は主教の統治機関であり、主教制国教会としてしか存在しえず、主教制教会の平和の擁護は世俗の平和にかかわる政治的義務でもあった。彼は、王または主教による教会独裁と共に個々の教区教

会や会衆の自律も排し、国家と教会が合体した挙国一致の国教制を唱える。

彼の主張は、そのままその後の論争における課題となる。すでに分離非国教徒が存在し活動していることを考慮すれば、主教制に立つ一国一教会を強調する彼の議論は次の五点を課題として残す。

第一に、狭隘な包容策と苛酷な条件付の寛容策は、すでに分離を表明する非国教徒を国教会との連帯へと復帰させられるか。分離非国教徒と国教会との連帯をどのように確保できるのか。

第二に、教会の本質は、儀式や慣習に一定の準則を付与して守らせる、主教の統治機関ということに存するか。原始教会や教会史上に主教制の正当性を求めるステイリングフリートの理解は果たして正確なものか。

第三に、一国一教会の正当性はどこに求められるか。一国において他の教会以上に儀式等を規律できる一教会の権限の根拠、さらに国教会の構成員でなければ人を国家構成員にしない、その根拠は何か。ステイリングフリートは国教会の存立根拠を王、議会、教会会議による同意に求めたが、同意の形成や内容にかんする詳細は不明なままである。

第四に、彼の議論に従えば、教会には世俗と教会の二種の統治者が協力して存在する。だが、世俗統治者と教会統治者の権限の根拠や中身は明確ではない。主教が「鍵の権力」をもつとされているが、国教会への信従強制という個人の良心への介入を世俗統治者が担うことになる。

第五に、一国一教会で、かつ主教制国教会でなければプロテスタント性を維持できないのか。一国内に複数の教会が存在する、複数の国々にまたがって一教会が存在する、さらに国家的なものとは別種の自治的な信仰組織が国内に存在すること、これらのことをどのような根拠で排除できるのか。

ステイリングフリートを批判する人々の中でも、また国教会聖職者においても、これらの点についての見解は分か

れる。復古体制危機におけるスティリングフリートの危機意識に満ちた主教制国教会の強調に対し、分離非国教徒が自己の存在を擁護しようとするれば、右の論点のすべてに応答しなければならない。ロックは分離非国教徒ではなかったが、『統治二論』において王という世俗統治者の権限やその根拠について憲政的議論を展開すると同時に、主教制による復古教会の再編というスティリングフリートの議論に自ら答えを出そうとする。

(本稿は平成十九〜二〇年度科学研究費補助金基盤研究(C)による研究成果の一部である。)

- (27) [John Owen:] *A Brief Vindication of the Non-conformists from the Charge of Schisme*, London, 1680, pp. 7-8, 16, 23-28. Vincent Alsop: *The Mischief of Impositions*, London, 1680, pp. 14, 27, 29, 89. [John Howe:] *An Answer to Dr. Stillingfleet's Mischief of Separation*, London, 1680, Second Edition, pp. 26, 27. Richard Baxter: *Richard Baxters Answer to Dr. Edward Stillingfleet's Charge of Separation*, London, 1680, pp. 24, 31, 37.
- (28) ジェズイットはイエズス会士とも訳される。一五八〇年以降、イングランド再改宗のために、多くの宣教師が養成、派遣され、捕らえられて殺された。J・R・H・ムアマン『イギリス教会史』(八代崇、中村茂、佐藤哲典訳) 聖公会出版、一九九一年、二六六―二六七ページ。
- (29) E. Stillingfleet: *The Unreasonableness of Separation*, London, 1681, pp. xi, xix-xxv, xxvii, xxx.
- (30) *Ibid.*, pp. xlvii, liv, xciii.
- (31) *Ibid.*, pp. lvi, lxxvi, lxxxii, lxxxv, 347-343, 388.
- (32) *Ibid.*, pp. lix, lxxxii-lxxxiii, 145, 148. R. Baxter: *op. cit.*, p. 47.
- (33) *Ibid.*, pp. lxxxv-lxxxviii. 第一点の三六箇条とは、イングランド教会の三九信仰箇条のうち、第三四、三五、三六条を除いたものである。それぞれ、教会の儀式制定権、公定説教の表題、主教や聖職の聖別にかかわる。この三条の除外は、一六八九年のいわゆる「寛容法」において採用される。
- (34) *Ibid.*, p. 219.

- (35) *Ibid.*, pp. 244, 264, 299, 301-302. ( )の原文は、*a National Consent is as sufficient to make a National Church, as an Universal Consent to make a Catholic Church* である。
- (36) 日本基督教協議会事業部・キリスト教大事典編集委員会『キリスト教大事典』教文館、改訂新版一九八三年は、*province*を管区、*diocese*を教区、*parish*を教会区と訳すが、本稿ではそれぞれ、大主教区、主教区、教区の訳語を用いる。
- (37) F. L. Cross (ed.) : *The Oxford Dictionary of the Christian Church* 中 *diocese* の項。
- (38) E. Stillingfleet : *The Unreasonableness of Separation*, p. 244.
- (39) *Ibid.*, pp. 245-262.
- (40) *Ibid.*, p. 264.
- (41) *Ibid.*, pp. 270-271.
- (42) E. Stillingfleet : *The Mischief of Separation*, p. 29. R. Baxter : *op. cit.*, pp. 36-37, 75.
- (43) E. Stillingfleet : *The Unreasonableness of Separation*, pp. 268, 271-284, 310-311.
- (44) R. Baxter : *op. cit.*, p. 8.
- (45) E. Stillingfleet : *The Unreasonableness of Separation*, pp. 299-300.
- (46) *Ibid.*, p. 302.
- (47) *Ibid.*, pp. 299, 301. E. Stillingfleet : *The Mischief of Separation*, p. 25.
- (48) E. Stillingfleet : *The Unreasonableness of Separation*, pp. 280-281.
- (49) *Ibid.*, pp. 81, 82, 86, 88, 122, 134, 307, 309-311, 323, 325. R. Baxter : *op. cit.*, p. 50. J. Owen : *op. cit.*, p. 36.
- (50) E. Stillingfleet : *The Unreasonableness of Separation*, p. 197.
- (51) *Ibid.*, pp. 82-83.
- (52) E. Stillingfleet : *The Mischief of Separation*, p. 18. V. Alsop : *op. cit.*, p. 29.
- (53) E. Stillingfleet : *The Unreasonableness of Separation*, pp. 302-303.
- (54) 塚田理『前掲書』五二一五三ページ。
- (55) E. Stillingfleet : *The Unreasonableness of Separation*, pp. vii, 16-17, 182, 184-185, 190.

(56) *Ibid.*, pp. vii, xxviii, xliii, li-lix, lxxxv.

(57) *Ibid.*, pp. 292-293.

(58) *Ibid.*, pp. lxxxi, lxxxiv.